



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
7月22日
第327号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
 - 道路区域の変更(道路保全課) 1
 - 道路の供用開始(道路保全課) 2
 - 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局) 2
 - 長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局) 2
- 公 告
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 2
 - 県営土地改良事業計画決定公告(耕地課) 3
 - 公共測量終了公告(監理課) 3
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) 4
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(甲賀) 4
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部) 4
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
 - 土地改良区役員退任および就任公告(東近江) 4

告 示

滋賀県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年7月22日から令和4年8月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	赤野井守山線	守山市赤野井町字ヲノデ1718番地先から	変更後	最小 9.0m	304.3m	道路改良工事(路肩拡幅)に伴う道路区域の変更
		守山市赤野井町字上グド1668番2地先まで		最大 11.3m		
		守山市赤野井町字ヲノデ1718番地先から	変更前	最小 7.3m		
		守山市赤野井町字上グド1668番2地先まで		最大 7.9m		

		守山市赤野井町字内ノ部1631番2地先から	変更後	最小 8.2m	375.3m	道路改良工事 (路肩拡幅) に伴う道路区域の変更
		守山市赤野井町字ミノ田1561番1地先まで		最大 10.9m		
		守山市赤野井町字内ノ部1631番2地先から	変更前	最小 7.0m		
		守山市赤野井町字ミノ田1561番1地先まで		最大 9.6m		

滋賀県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から令和4年8月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
赤野井守山線	守山市赤野井町字ヲノデ1719番1地先から 守山市赤野井町字上グド1668番2地先まで	令和4.7.22	L=285.4m
	守山市赤野井町字内ノ部1631番2地先から 守山市赤野井町字ミノ田1561番1地先まで	令和4.7.22	L=375.3m

滋賀県告示第317号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 有限会社小栗鉄工所 彦根市松原二丁目2番19号
- 2 委託事務の内容 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第318号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 株式会社トムソン 大津市逢坂一丁目12番32号
- 2 委託事務の内容 長浜港港湾施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 2 意見の概要 長浜市からの意見 早朝および夜間の騒音の発生に注意してください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和4年7月22日から令和4年8月22日まで

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営横波地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和4年7月11日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営横波地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部森林整備課および北部振興局
- 3 縦覧期間 令和4年7月22日から令和4年8月25日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年9月9日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営新保地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和4年7月11日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営新保地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和4年7月22日から令和4年8月25日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年9月9日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営梅原地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和4年7月11日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営梅原地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和4年7月22日から令和4年8月25日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年9月9日までに審査請求をすることができる。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量、数値地形図作成)
- 2 作業の地域 甲賀市土山町頓宮、蒲生郡日野町大字鎌掛
- 3 作業の終了日 令和4年7月8日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
犬上郡多賀町多賀324番地 多賀町長 久保久良	犬上郡多賀町大字久徳字松ノ本844番1、348番2、348番3	2,256.13㎡	令和4.7.14	6568

環境事務所告示**滋賀県甲賀環境事務所告示第2号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和4年7月22日

滋賀県甲賀環境事務所長 青木 純一

- 1 指定する区域の所在地 湖南市大池町7番1の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県税事務所公告**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和4年7月22日

滋賀県南部県税事務所長 寺本 勉

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9746894号	令和6.3.31	守山市洲本町2244 大井徳勇	令和4.7.11

農業農村振興事務所公告**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、島西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年7月22日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒山 和幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	深井幸則	近江八幡市北津田町950番地
〃	梅原正雄	同 所370番地49
〃	辻太喜男	同 所659番地
〃	坂彦嗣	同 所885番地
〃	辻平嘉寿	同 所479番地1
〃	西川信也	同 市中之庄町181番地1
〃	小西忠宏	同 所456番地
〃	中村武志	同 所337番地
〃	東正紀	同 所79番地1
〃	田中慎二	同 市北津田町1004番地
監事	辻万喜雄	同 所1645番地3
〃	梅原武晴	同 市中之庄町126番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	梅原正雄	近江八幡市北津田町370番地49
〃	坂彦嗣	同 所885番地
〃	辻太喜男	同 所659番地
〃	辻平嘉寿	同 所479番地1
〃	中村正剛	同 所895番地
〃	前出博幸	同 所1002番地
〃	小西忠宏	同 市中之庄町456番地
〃	東正紀	同 所79番地1
〃	辻昌彦	同 所182番地
〃	辻祐作	同 所403番地
監事	深井幸三	同 市北津田町943番地
〃	中谷正和	同 市中之庄町338番地

